

# 杉並区一般廃棄物処理基本計画の策定について

答 申

令和3（2021）年9月

杉並区環境清掃審議会

## はじめに

杉並区（以下「区」という。）は、杉並区基本構想が掲げる将来像の一つである「みどり豊かな環境にやさしいまち」を基本目標とする「杉並区一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）を平成30年7月に策定し、「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」を計画目標として掲げた。区では、これらの目標達成に向け、フードドライブを中心とした食品ロスの削減や小型家電・粗大ごみ・不燃ごみの新たな資源化、さらに、環境学習などの啓発活動や安全で効率的なごみ・資源の収集体制の構築に取り組んできた。

国では、平成30年6月に、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」を含む7つの柱を掲げた「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。また、令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、自治体に食品ロスの削減に関し、地域の特性に応じた施策の策定・実施の責務を課すとともに、「食品ロス削減推進計画」策定の努力義務を課している。さらに、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定され、自治体にプラスチック廃棄物の分別収集、再商品化及び国の施策に準じたプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置への努力義務を課している。

一方、都は令和元年5月に、2050年のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、「プラスチック対策」、「食品ロス対策」を政策として掲げる「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。

社会環境を取り巻く変化としては、不法投棄やポイ捨て等によって、自然環境に流出したプラスチックが河川等を通じて海洋に流れ出て、海洋汚染を引き起こし、生態系に影響を与える等、海洋プラスチック問題が世界中で大きな問題になっている。

このような廃棄物を取り巻く社会環境の変化の中、区は、現計画に基づいて、様々な取組を実施しているが、区のごみ量（可燃、不燃、粗大ごみ）は、人口増加等を要因として平成29年度から微増し、さらに新型コロナウイルス感染症の影響から、増加の傾向は続いており、区民や事業者のごみ減量への取組は進んでいるものの、まだ十分とはいえない状況にある。

こうした中、区においても、より一層のごみ減量と資源化を推進し、資源循環型社会を実現するため、計画の見直しが求められている。本審議会は新たな計画の策定について、新環境基本計画の策定と併せ、杉並区長から諮問を受けたことから、新たに策定される杉並区基本構想に関する議論の経過を踏まえつつ、計画の策定に関わる考え方や今後の方向性について、部会を設置して議論を行った。この度、その結果を審議会として次のとおり答申する。

## I 評価と課題

現計画に基づく取組について、これまでの実績を踏まえた評価を行うとともに、現状と課題を記載する。

### 1 ごみ処理基本計画

#### (1) 更なるごみの減量

区は、ごみと資源の分別徹底により、ごみの減量を進めてきたが、人口増加等を要因にごみ排出量の減量は鈍化傾向にある。また、コロナ禍における生活様式の変化等により、プラスチックの排出量が増えており、特に大部分を占めるワンウェイプラスチックを中心に発生抑制（リデュース）に向けた取組が重要である。

平成30年4月から家庭系の食品ロス削減に向けて開始した「フードドライブ」は、常設受付窓口を11か所（令和2年度末現在）まで拡大し、回収量も年々増加している。今後は拠点回収と併せて、地域での自主的な社会貢献活動を応援していく必要がある。

また、事業系食品ロス削減については、事業者等と連携した取組 {食べのこし0（ゼロ）応援店・フードシェアリング等} をさらに推進していく必要がある。

事業活動に伴って発生するごみについても、削減に向けた取組が重要であり、実態を把握するとともに適正な分別と資源化に向けた誘導を進めていく必要がある。

#### (2) 分別の徹底と資源化の促進

区は、平成26年4月から収集した不燃・粗大ごみ、拠点回収している小型家電から金属類を分別し、資源化したほか、平成31年4月から廃食用油の拠点回収（5か所）を開始した。

家庭ごみについては、排出状況調査を継続的に実施し、その結果を踏まえ、従来の取組の拡充や新たな資源分別回収品目を模索していくことが重要である。

区が収集する小規模の事業者に対しては、引き続きごみ処理券の適正な貼付の指導・周知が必要である。

#### (3) 区民・事業者・NPOとの協働

これまでも、町会・自治会との協働事業（懇談会、研修会、施設見学会）や、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部への協力依頼等によ

り、区民に対してごみ・資源の分別の周知を図っており、まちの衛生環境と美観の維持に貢献してきた。

地域団体が実施する集団回収は、区民のリサイクルに対する意識を高め、良質な資源を確保することができる一方、資源量の減少や古紙等の価格下落によって、撤退する回収業者が現れ始め、活動を廃止・休止する団体も増えており、今後、集団回収を継続するための支援策の検討が必要である。

ふれあい収集は、ごみ出しが困難となる高齢者、障がい者世帯のごみ出しの援助による生活衛生環境の悪化防止や安否確認につながる取組になっている。今後、対象世帯の増加が見込まれるため、民間サービスとの役割分担など事業の効率化を検討する必要がある。

#### （４）多様な情報媒体の活用と教育の充実

外国人世帯が増加する中、区では多言語のリーフレットやイラストを活用したごみ集積所看板を設置するとともに、スマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し達人（マスター）」を、日本語、英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ネパール語、ベトナム語、フィリピン語の7か国語対応にして、収集曜日や分別ルール等の啓発・周知に努めている。

しかし、アプリケーションは現在、利用が停滞しているため、AIの活用等、IT技術の変化に対応した仕組みづくりが必要である。

現在、子どもたち向けにごみの減量、リサイクル、資源の分別についての体験を交えた環境学習を実施、また、町会・自治会に対し清掃懇談会や研修会を開催し環境保全への理解を深めている。今後より多くの児童や、より幅広い世代を対象とする環境学習の内容や実施方法の工夫が求められる。

#### （５）公民協働による継続的な進行管理

区民一人1日当たりのごみ排出量は、区民や事業者によるごみ減量への取組が進んでいるものの、最終目標値（令和3年度）の450gに対して、令和2年度は479gとなっており、目標達成は困難な状況であるが、今後も積極的な取組を継続する必要がある。

また、資源回収率は、新聞、雑誌等のデジタル化による発行部数の減少、ペットボトルへの転換によるびん、缶の生産減少等の変化に伴い、資源そのものが減少していることから平成26年度をピークに年々減少している。最終目標値（令和3年度）の33%に対して、令和2年度は27.7%となっており、目標達成は困難な状況である。

これまでの取組と目標達成状況等に関し、適切な評価を加えた上で区民・事業者・NPO・区等で広く情報を共有し、各主体がそれぞれの責任と役割を認識し、

計画目標達成に向けた意識改革や行動変容を促進することが重要である。

## 2 生活排水処理基本計画

区内の下水道は、ほぼ 100%整備が完了しているが、一部残存するくみ取り便所のし尿は委託による収集・運搬が実施されている。一方、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等の処理は、一般廃棄物処理業者により処理が行われている。

下水道法は、水洗便所への改造義務を規定しており、引き続き、下水道処理区域内に残存するくみ取り便所や単独浄化槽利用者に対する、下水道への接続の働きかけが求められる。

## II 計画策定に当たっての意見

現状と課題を踏まえ、新たな計画の策定に当たって、本審議会の意見を以下のとおり述べる。

### 1 計画の位置づけと計画期間

#### (1) 計画の位置づけ

計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条 1 項に基づき、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を定めるもので、同法に基づく「ごみ処理基本計画」に加え、「生活排水処理基本計画」及び食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」を包含するものとする。

新杉並区基本構想が目指す将来像の実現に向けた清掃分野における計画であり、新総合計画との整合性を図るとともに、国、都、東京二十三区清掃一部事務組合等の動向にも十分に配慮した計画とする。

#### (2) 計画期間

新総合計画の計画期間と整合を図り、令和 4 年度から令和 12 年度までとする。

なお、総合計画の改定や、国・都の動向など、社会情勢の変化に合わせ、必要な改定等を行うこととする。

## 2 各計画に対する意見

各計画の目標設定や取組については、新計画で定める施策ごとに、現計画における取組の再整理を行った上で、前述した現状と課題における指摘等を踏まえ、その継続とともに、将来を見据えた更なる充実を図ることを求める。また、基本構想審議会から示された意見や提言についても尊重されたい。

その他、この間の、区からの報告や、他の諮問事項等の審議を通じて、審議会において出された意見等も踏まえ、以下、計画ごとに本審議会としての意見を述べる。

なお、清掃施策を取り巻く状況が大きく変化している中であって、施策や技術等に関わる新たな用語等も多く見受けられる。計画策定に当たっては、これら用語について、より区民の理解を深める観点から、注釈等を適宜つけていくよう留意されたい。

## (1) ごみ処理基本計画

### ①基本目標 資源を大切にすまちをつくる（資源循環型社会の実現）

現計画は現杉並区基本構想のみどり・環境分野の目標「みどり豊かな環境にやさしいまち」を「基本目標」とし、その実現のための「計画目標」である「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」を別に掲げているが、新計画では、新杉並区基本構想の実現を目指すという観点から、環境・みどり分野の取組の方向性のうち、清掃分野における方向性を本計画の統一した「基本目標」として設定することが妥当である。

### ②指標の設定について

新計画の指標設定に当たっては、総合計画・実行計画との整合性を図りつつも、区民の理解と協力を得た施策の展開を推進する観点から、分かりやすく客観的な数値を示し、その進捗度が区民に理解しやすいものにするべきである。

現計画にある「資源回収率」という指標については、区は当該指標の達成に向け、様々な品目の資源化を検討・実施してきた。引き続き資源化は重要であるが、デジタル化等の要因により、資源そのものが減少傾向にある。今後は、資源を含めたごみの発生抑制の観点から、3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース、リユース）の進捗状況を評価するための指標が必要である。

また、家庭から出される可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量も大きな課題である。食品ロス削減の目安にもなることから、生ごみの量等を新たな指標として設定することも挙げられる。

目標の設定に当たっては、上記のような新たな観点からの指標を加えるとともに、区が今後10年程度の取組の進捗や区民の行動変容を見据えた、挑戦的な数値を設定する必要がある。

### ③施策体系の変更について

| 現計画施策              | 新計画施策                    |
|--------------------|--------------------------|
| 1 更なるごみの減量         | 1 ごみ・資源の排出抑制の推進          |
| 2 分別の徹底と資源化の推進     | 2 更なる資源化の推進              |
|                    | 3 ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保 |
| 3 区民・事業者・NPOとの協働   | 4 区民・事業者・NPO・区等との協働      |
| 4 多様な情報媒体の活用と教育の充実 | 5 多様な媒体を活用した啓発活動の充実      |
| 5 公民協働による継続的な進行管理  | 6 継続的な進行管理               |

現在の計画では、5つの計画施策を掲げ、目標達成に向けそれぞれの取組を行ってきた。その中でも、「施策2 分別の徹底と資源化の推進」については、ごみの排出マナーの向上と良好な集積所環境の確保という観点から、新計画では施策を「更なる資源化の推進」、「ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保」の2つに分け、それぞれに更なる取組の充実を図ることが望ましい。

### ④各施策に基づく取組について

#### 【施策1 ごみ・資源の発生抑制の推進】

資源を大切にすまちは「資源循環型社会」を実現するためには、3Rの中でも優先順位の高い2R（リデュース、リユース）を中心とした取組が重要である。無理のない身近な取組を通して、区民一人ひとりがごみ減量への意識を高め、不要なものは買わない、もらわないなどのライフスタイルへ転換するきっかけとなる取組が必要である。

ごみの焼却は二酸化炭素排出にもつながるため、可燃ごみの約4割を占める生ごみの対策が重要である。これまでに取り組んできた食品ロス削減、生ごみ対策としての生ごみ処理機購入費助成を継続すべきである。

ごみ・資源の発生抑制は、地球温暖化対策にもつながる重要な取組のため、プラスチックの削減を中心に、ものを大切に使う・繰り返し使うなど区民にとって分かりやすく実行しやすい継続できる取組であることが望ましい。

#### 【施策2 更なる資源化の推進】

更なる資源化については、「ごみ・資源の発生抑制」を最大限に行い、その

結果排出されたものについてできる限り資源化し、ごみの排出量を最小限にする取組が必要である。その取組を加速させる方策として、区民の身近な窓口（地域区民センターなど）を活用した拠点回収の拡充も検討すべきである。

粗大ごみ・不燃ごみに含まれる金属部分の回収及び資源化、小型家電製品に含まれる有用金属の資源化は、ごみの減量に有効な取組であることから、継続が望ましい。ただし、市況に左右されることから、他自治体の取組も参考にしつつ計画化していくことが必要である。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の成立を踏まえた国や都等の動向を注視し、プラスチックの新たな資源化等の取組が必要である。

### **【施策3 ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保】**

ごみの排出マナーの向上とごみ・資源の適正分別は、良好な集積所環境の確保につながり、住環境を維持する上で重要な取組と考えられる。不適正なごみ排出者への指導、適正分別の普及啓発、不法投棄の防止策や資源の持ち去り防止対策などを継続するとともにより効果的な実施方法の検討も必要である。

また、カラスによる集積所の被害防止策についても、小規模世帯への配慮など集積所利用者の実情に配慮した取組の検討が求められる。

### **【施策4 区民・事業者・NPO・区等との協働】**

様々な取組を着実に実行するためには、同じ目標を共有し、区民・事業者・NPO・区等がそれぞれの立場で各々の強みを最大限に発揮し、一体となり取り組むことが必要である。

地域団体が実施する集団回収は、各団体内での適切な分別が良好な資源の確保につながるため、引き続き支援する必要がある。また、継続的な活動につながるよう支援策の充実・工夫が求められる。

また、各事業者が実施している自主的な取り組み（食品用トレイなどの店頭回収等）を推奨するなど、区民がリサイクルに参加しやすい体制が求められる。

### **【施策5 多様な媒体を活用した啓発活動の充実】**

ごみ・資源の発生抑制、資源化の推進等、基本目標である「資源を大切にすまちをつくる」ためには、区民一人ひとりの意識の向上が不可欠である。単身世帯や高齢者世帯、情報が伝わりにくい外国人世帯や、関心があっても時間の都合がつきにくい子育て世代など、ターゲット別に効果的に伝わる啓発活動が必要である。

学校や保育園への出前学習、町会・自治会などでの研修会の充実はもとより、ごみ出しルールを守りにくい若者世代に向けた効果的な啓発活動の工夫が求



められる。

また、区内の各事業者等においても環境に配慮した意識・事業活動が浸透し、事業者としての取組も進展していることから、そうした情報の発信も重要である。

なお、区民自身が購買という権利を駆使して、ごみの減量・地球温暖化防止のために自分たちが必要とするものを選び、その事業活動を継続させるという意識を持つなど、区民の視野を広げるための情報発信についても検討が求められる。

### 【施策6 継続的な進行管理】

計画の推進を図るには、目標達成に向けた取組の進捗状況を定期的に点検・評価し、適切な見直しを行っていくことが重要である。

基本目標に基づき、区民・事業者・NPO・区等の各主体がそれぞれの責任と役割を認識して、主体的にごみの減量、資源化に取り組むとともに、計画指標の達成に向けた各主体の意識改革や行動変容を促すため、それぞれの施策の取組状況や計画指標の達成状況等を広く周知していく必要がある。

#### (2) 生活排水基本計画

基本的な方針等については継続し、一部残存するくみ取り便所のし尿は、引き続き委託による収集・運搬を実施するとともに、下水道処理区域内に残存するくみ取り便所や単独浄化槽利用者に対して、粘り強く下水道への接続を働きかけていく必要がある。また、水害対策の側面から東京都と連携して、下水道の改善事業にも取り組まれない。

#### (3) 食品ロス削減推進計画

##### ① 食品ロスを取り巻く課題について

本来食べられるにもかかわらず、捨てられてしまっている食品ロスについては、国全体では、年間で約600万tが発生し(平成30年度)、その内訳は、約46%の276万tが家庭系、約54%の324万tが事業系となっている。  
(農林水産省 平成30年度推計値)

食品ロスは食料の多くを輸入に依存している現状においては、貴重な資源の喪失であり、過剰に提供される料理の調理過程で使用するエネルギーや資源が無駄になるとともに、排出される温室効果ガスが気候変動の要因にもなっているため、解決を図るべき重要な問題である。

食品ロスは年々減少してきてはいるが、更なる推進を図ることが必要な課題であり、家庭系はもとより事業系に関しても区民や事業者、NPO等と

も連携し、発生抑制を中心としたより一層の取組を進めていかなければならない。

## ② 区の現状と課題

令和元年度実施の「家庭ごみ排出状況調査」の結果によると、家庭から出る可燃ごみのうち生ごみが 36.86%を占めており、そのうちの 2.72%が食品ロスで、年間換算すると区内で約 2,482 t が家庭系の食品ロスとして廃棄されている。なお、国の推計値によれば事業系の食品ロスについても同等以上の量が廃棄されている状況となる。

食品ロス削減のためには、その重要性を幅広く区民や事業者に周知・啓発し、製造、販売、消費各段階での行動変容を促していくこと、区自らも事業者として、学校給食等の残菜の削減や資源化に取り組むこと、また、区・事業者・区民等が協働して食品ロス削減に取り組める仕組みを構築していくことが必要である。

## ③ 計画指標

国や都の食品ロス削減の基本方針を踏まえた上で、区、区民、事業者が一体となった様々な取組を展開していくことで達成できる削減目標数値を設定するとともに、その進捗度が誰にでも理解しやすいものにする必要がある。

## ④ 目標達成に向けた取組について

### ○食品ロス発生抑制のための普及啓発活動

事業者を含む区民各世代に対して食品ロス削減の重要性を理解してもらい、行動変容を促すことが必要であり、食べきりレシピ等を活用した広報活動や紙芝居や絵本等を活用した保育園・学校での環境学習、各種団体と連携した取組など、幅広い世代の多くの対象者に向けて普及・啓発を行っていく必要がある。

### ○食品ロス削減を促進させるための仕組みづくり

食品ロス削減のため区・事業者・区民等が協働して取り組めるような仕組みを構築することが必要であり、家庭系ではフードドライブの拡充、事業系では食べのこし0（ゼロ）応援店の拡充やフードシェアリング事業の促進を行っていく必要がある。